役員に関する規定

1. 次年度の理事長・副理事長及び監事は、選考委員会の選出に基づき総会に於いて決定する。但し、次年度理事長は副理事長・室長・専務理事・常務理事及び委員長いずれかの経験を有する者より選出する。

2. 選考委員会は下記の委員をもって構成する。
①理事長　②直前理事長（選考委員長）　③正会員の理事長経験者
④選挙によって選ばれた 12 名以内の正会員

3. 選考委員会「④選挙によって選ばれた 12 名以内の正会員」の選挙方法は理事会に於いて決定する。但し、開票は直前理事長・理事長にて行い、その結果は会員に報告する。

4. その他の役員（理事）の選考は次年度理事長の指名に基づき理事会において選出し、総会に於いて決定する。

5. 役員は総会に於いて解任する。

6. 理事会
①理事会は理事によって構成し、この法人の運営にあたる。
②理事会は総会から委任された事項及び総会に提出すべき課題を審議処理する。
③監事、直前理事長は理事会に出席し意見を述べることができる。理事ではない出向者も同様とする。委員長が出席できない場合は、副委員長または委員が出席して意見を述べることができる。
④前項による出席者は、議決権を有しない。

7. 執行部は、理事長・副理事長・専務理事によって構成される。

8. スタッフ会議は理事長・副理事長・室長・専務理事・常務理事・財政局長事務局長で構成される。